

第3期

太良町子ども・子育て支援事業計画

子どもたちが、子ども時代を誇りに思えるまち

～はぐくむ喜びと育つ喜びに満ちた ふれあいのまち～

概要版

令和7年3月

太良町



計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、人口減少と少子高齢化、共働き家庭の増加による保育ニーズの増大や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、社会経済情勢の変化を背景とした子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しており、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。そのため、さらにきめ細やかな子ども・子育て支援を質・量ともに充実させ、安心して子育てを行い、子どもが健やかに成長できる環境を整えることは社会全体の重要な課題となっています。

今回、現在の社会情勢等の変化に対応していくとともに、現計画の計画期間が満了することを機に、将来の太良町（以下「本町」という。）を担ってくれる子どもたちを丸となりはぐくみ、はぐくむ喜びと育つ喜びに満ちたふれあいのまちをめざし、これまで取り組んできた施策を引き継ぐとともに、更なる子ども・子育て支援の取組を推進するため、「こども基本法」の理念を鑑みつつ、「子どもの貧困対策推進計画」の内容を包含した、新たな「第3期 太良町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

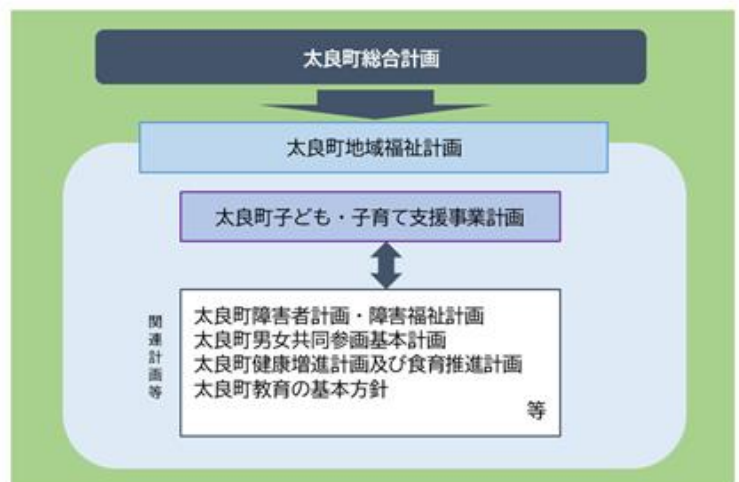
■法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を包含した計画です。

また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策推進計画」を包含し、一体的な策定を行いました。

■太良町計画体系等における位置づけ

本計画は、本町の上位計画である「太良町総合計画」や福祉分野の上位計画「太良町地域福祉計画」、関連する各種個別計画とも連携を図りながら、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画となります。



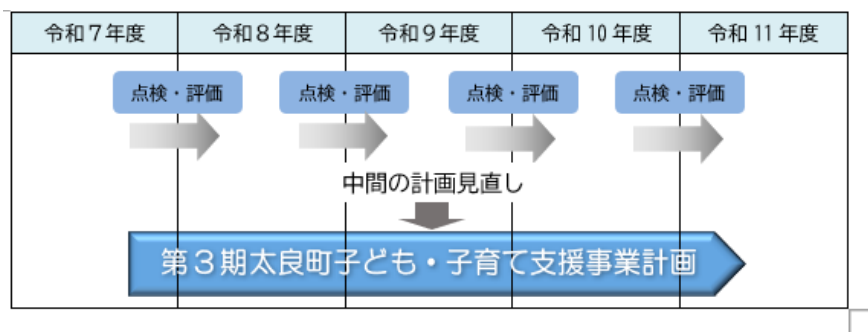
3 SDGsへの取組について

SDGsは、平成27（2015）年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、国際社会が一体となって「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向けた取組を進めています。SDGsの理念は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の支援をめざしており、本計画においてもSDGsの視点を持って取り組んでいきます。

4 計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度を初年度とし、令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とするものです。

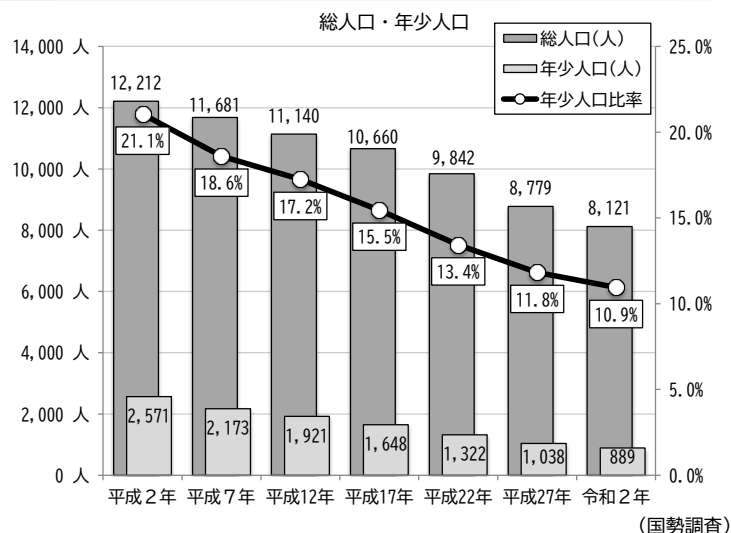
ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。



5 太良町の子ども・子育てを取り巻く状況

■総人口と年少人口の推移

本町の総人口は、減少傾向で推移しています。また、年少人口(15歳未満)についても年々減少しており、平成2(1990)年の2,571人から令和2(2020)年には889人と、30年間で3分の1程度になっています。



■子どものいる世帯の状況

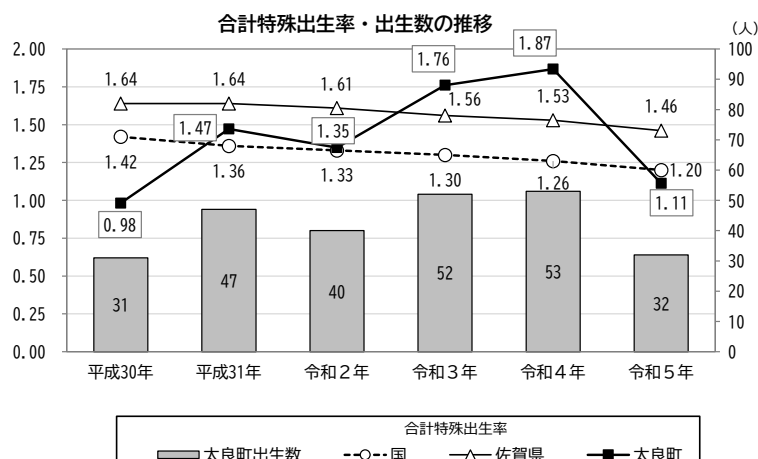
本町の一般世帯2,777世帯のうち、6歳未満の子どもがいる世帯は202世帯で、そのうち夫婦と子どもから成る世帯は50.0%

で、これに男親と子どもから成る世帯と女親と子どもから成る世帯を加えたいわゆる核家族が54.0%と過半数を占めています。

■出生の動向

本町の合計特殊出生率は、令和5(2023)年には1.11となっており、全国や佐賀県に比べ低くなっています。

年間あたりの出生数は、令和4(2022)年には53人にまで増加しましたが、令和5(2023)年には32人と21人減少しています。



資料：出生数「人口動態統計」

合計特殊出生率(国、佐賀県：「人口動態統計」、太良町：出生数、女性人口により独自算出)

6 子育てに関する課題の総括

子どもを取り巻く状況や施策の評価からみた必要性が求められている課題は、下記のとおりです。

- ◆ 仕事と子育ての両立の支援
- ◆ 多様なニーズに対応できる保育サービス、幼児教育の更なる充実
- ◆ 病児・病後児保育や医療体制の充実
- ◆ 地域子育て支援センターなどの周知・充実
- ◆ 子育てに関しての悩みについて気軽に相談できる体制の充実
- ◆ 情報提供体制の充実
- ◆ 安全で安心できる子どもの居場所や遊び場の充実
- ◆ 地域全体での子育て支援の充実
- ◆ 特別な援助が必要な子どもに向けた支援の充実



計画の基本的な考え方

子ども・子育てビジョン(目標像)

「第3期太良町子ども・子育て支援事業計画」においても、子どもたちが健やかに育っていける環境づくりや、地域の中で助け合いながら子育てや子どもの成長をともしに見守る環境づくりにも取り組むとともに、本町で育った子どもたちが大人になった時に子ども時代、そしてこの本町を誇りに思えるまちをめざし、第2期計画の子ども・子育てビジョンを継承します。

子どもたちが、子ども時代を誇りに思えるまち
～はぐくむ喜びと育つ喜びに満ちた ふれあいのまち～

計画の基本方針

本町に住むすべての子どもとその家庭が、本町において幸せを感じられるよう、地域住民が連携し子育て、子育てに積極的に関わり、地域一体となって『夢づくり』の実現に取り組んでいくために本計画の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針① すべての子どもがのびやかに育まれる「子どもの夢づくり」

～ すべての子どもの人権の尊重とのびやかな「育ち」の支援 ～

基本方針② 子育ての楽しさを実感できる「親の夢づくり」

～ 子育ての主体としてのすべての家庭への支援、“親育ち”の支援～

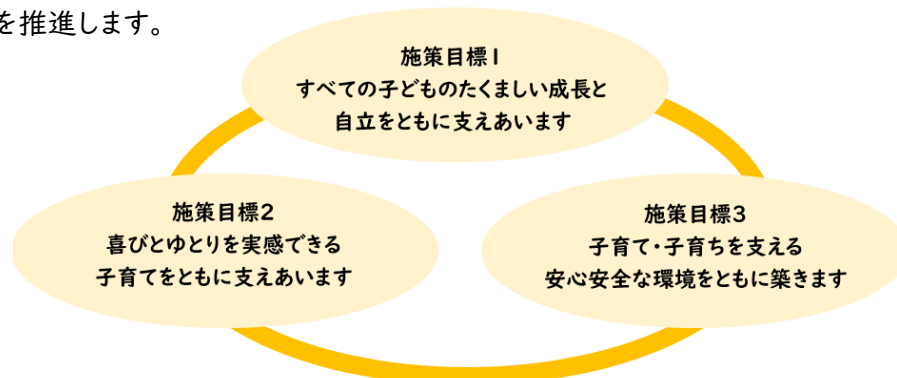
基本方針③ 子育てや子育ての喜びを共有する「まちの夢づくり」

～ 地域一体となったすべての子育て、子育て支援への取組 ～

施策の目標

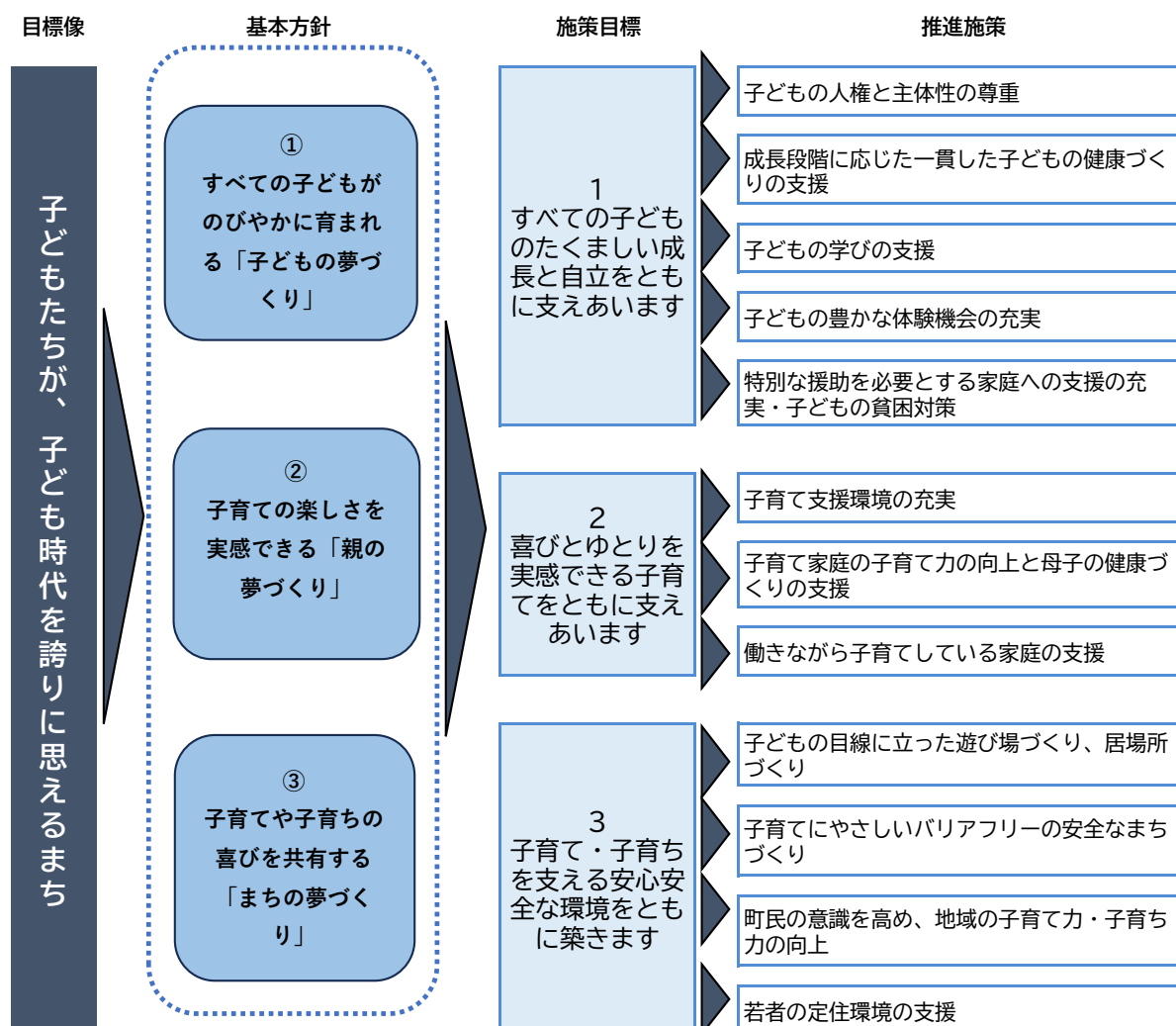
「子どもたちが、子ども時代を誇りに思えるまち」の実現に向けて、福祉分野をはじめ、保健、教育、労働などの子どもと家庭に関わる関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取組が求められます。

本計画では、計画の目標像を実現するために以下の3つの施策目標を設定し、これらを柱として総合的に施策を推進します。



施策の体系

子ども・子育てビジョン（基本理念）並びにその実現に向けた基本目標等について、体系化すると次のとおりです。



量の見込みと提供体制

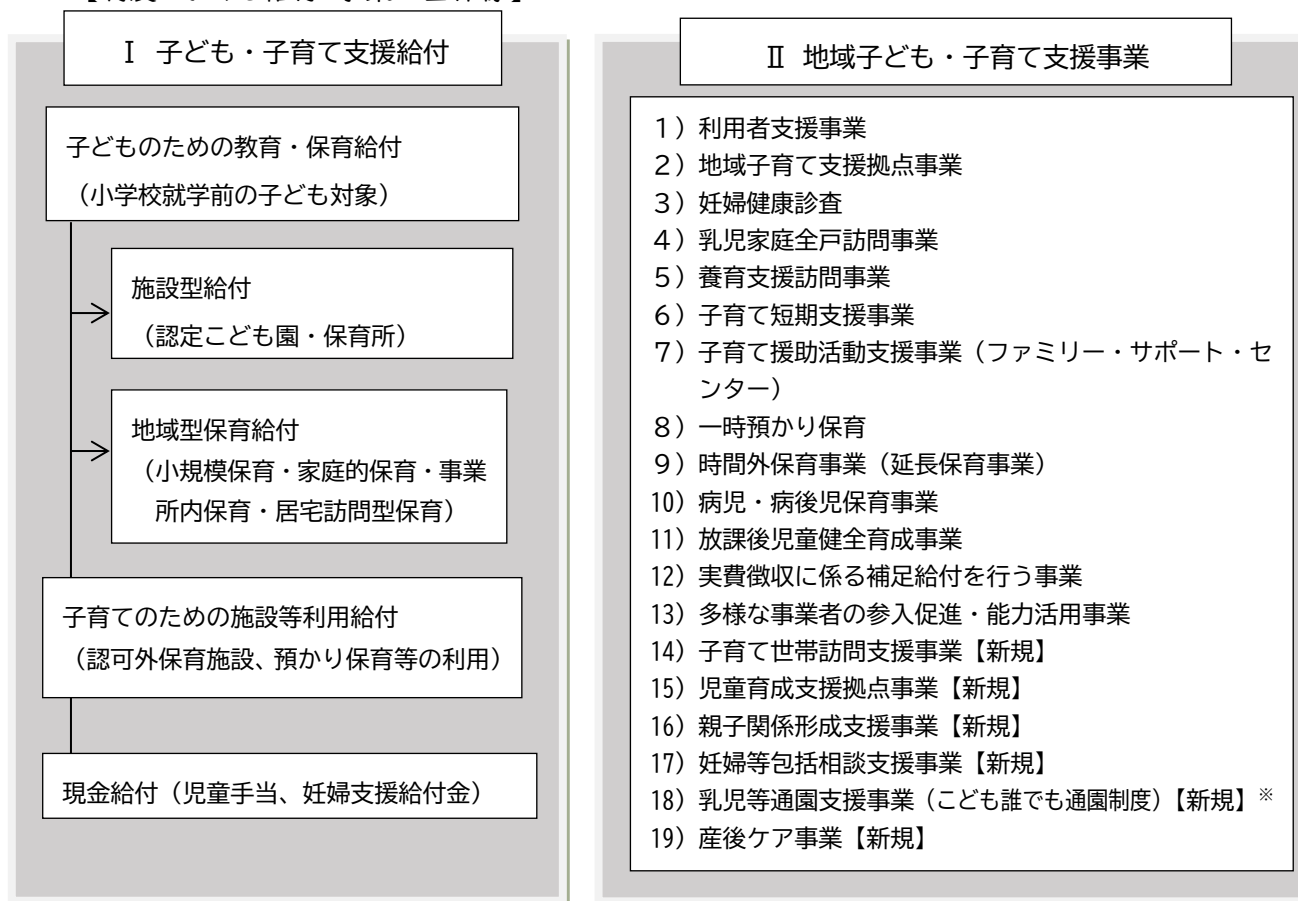
※子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及びその提供体制の「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

○子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援の制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

また、第3期計画では今までの地域子ども・子育て支援事業（13事業）に追加して、新たに6つの事業に取り組んでいくとされています。

【制度における給付・事業の全体像】



※乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられる。



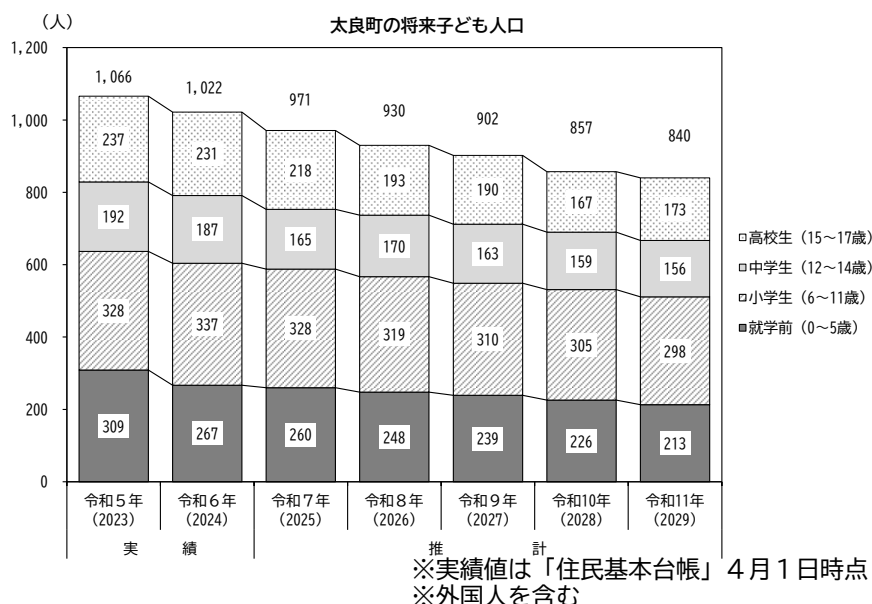
1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本町においては、教育・保育施設の整備・確保にあたって、より柔軟な対応が可能であることなどの理由により、全町を1提供区域とすることとします。

2 将来の子ども人口

就学前の子ども（0～5歳）については、同期間に267人から213人へと54人の減少、小学生（6～11歳）については337人から298人へと39人の減少、中学生（12～14歳）については187人から156人へと31人の減少、高校生（15～17歳）については231人から173人へと58人の減少が見込まれています。



3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めます。

（認定区分）

認定区分	定 義
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

【量の見込みと確保方策】

本町の提供体制でニーズには十分に対応できる予定です。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

次の5つの新規事業については、ニーズを見込み、提供体制を確保します。

○子育て世帯訪問支援事業

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

○親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

令和4年の児童福祉法改正により新たに創設され、同年の子ども・子育て支援法改正により地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、計画的な整備を進めることとされました。

○妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して、面談等により妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

○乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)※

保育所等に入所していない0歳6か月から3歳未満の乳幼児に、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、乳幼児とその保護者に対し面談や子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

※令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけ

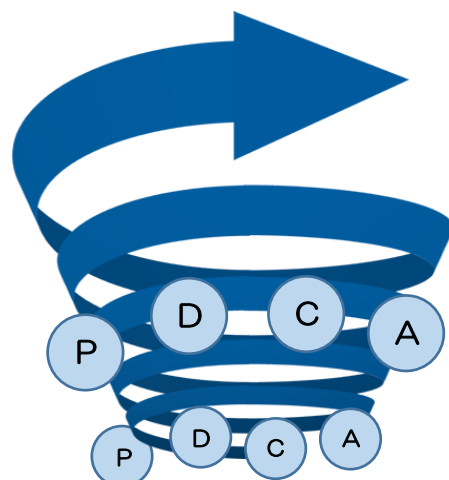
○産後ケア事業

産後に家族等から十分な家事や育児などの支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある方などに対して、助産師等の専門職がサポートをする事業です。

計画の推進

子ども・子育て支援事業計画を実行性のあるものとするため、毎年、計画の進捗状況を把握し、子どもの保護者や児童福祉分野の知識経験者、保育・児童教育関係者、保健・医療関係者、町民代表などが参画する「太良町子ども・子育て会議」に報告し、実施状況の点検及び評価を実施します。

Plan：計画
Do：実施
Check：点検・評価
Action：改善



第3期 太良町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和7年3月

発行：太良町 担当：子育て支援課

〒849-1698 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6

TEL：0954-68-0110 FAX：0954-67-2103 URL：<https://www.town.tara.lg.jp/>